

【2021年7月30日版】

月次支援金を受給された事業者への **沖縄県独自の支援**です。



本支援金は、下記の金額を上限に **1回のみ** の給付となります。

給
付
額

個人事業者 → 上限10万円

法人事業者 → 上限20又は30万円

※2019年もしくは2020年4～8月のいずれかの月間売上が

300万円以下の法人事業者 → 上限20万円

300万円を超える法人事業者 → 上限30万円

申請期間: 2021年7月30日(金)～10月31日(日)

※詳細は裏面をご確認ください。



観光関連事業者等応援プロジェクト支援金

観光関連事業者等
応援プロジェクト支援金事務局

●問い合わせ番号: 050-3825-9018

※7月28日以降対応可能 / 対応時間: 9:00～17:00 (土日祝日対応)

応援プロジェクト支援金
事務局HPはコチラ▶



月次支援金

中小企業庁 月次支援金特設サイト▶

■問い合わせ先: フリーダイヤル

☎ 0120-211-240

IP電話専用回線: 03-6629-0479

受付時間: 8:30～19:00 (土日・祝日含む)



観光関連事業者等応援プロジェクト支援金

1 給付額



個人事業者：基準月の売上－対象月の売上－10万円（月次支援金上限額） **上限10万円**

法人事業者：①（基準月の売上が300万円以下の場合）

基準月の売上－対象月の売上－20万円（月次支援金上限額） **上限20万円**

②（基準月の売上が300万円を超える場合）

基準月の売上×20/300 **上限30万円**

※基準月は2019年4月から8月のいずれかの月または2020年4月から8月のいずれかの月。

対象月は2021年4月から8月の基準月と同月の月。

※本支援金の上限に満たない給付の場合、選択する月によって**給付額に差額が生じます。**

一度申請した月を後から変更することはできませんので、申請に当たっては十分ご確認ください。

2 給付対象

① 経済産業省(中小企業庁)が給付する2021年4月～8月のいずれかの月の

【月次支援金を受給している事業者※】「月次支援金の振込みのお知らせ」の写しが必要です

※月次支援金を上限額受給していない事業者は対象外となります

【月次支援金給付対象事業者の具体例】

① 旅行関連の事業者（ホテル、旅行代理店、お土産店、タクシーなど）

② 日常的に訪れるお店（飲料や食料品の小売店、美容院や理容店など）

③ 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

② **沖縄県内**に住所を有する個人事業者及び

沖縄県内に本社を有する法人事業者であること

③ 公共交通運行継続支援金及び酒類販売事業者支援金を**受給していないこと**



3 必要提出書類

① 月次支援金の給付が確認できる書類

② 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し

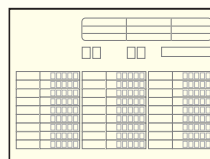
③ 本人確認書類の写し

★個人事業者の場合 身分証明書の写し

★法人事業者の場合 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書

④ 売上の減少が確認できる書類

（月次支援金申請時に提出した基準月及び対象月の売上台帳等）



4 申請方法

電子申請のみの受付となります

事務局ホームページ掲載の申請受付要項をご確認の上、専用の申請フォームよりお申込みください。

電子申請に不慣れ方へサポートを行います！

申請サポート内容

① 申請手順をまとめた電子マニュアル及び操作動画をご用意します。

② 専用のお問い合わせ窓口より申請方法をご案内します。

○お問い合わせ番号：050-3825-9018

申請フォームはコチラ

